

## 平成 2 2 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 2 2 年度調査）

### 1 . 調査票修正

#### 救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査

- ・ 救急病院施設票(修正前・修正後) . . . . . 1 ~ 2 頁

#### 外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査

- ・ 病院施設票(修正前・修正後) . . . . . 3 ~ 4 頁
- ・ 診療所施設票(修正前・修正後) . . . . . 5 ~ 8 頁
- ・ 病院患者票(修正前・修正後) . . . . . 9 ~ 1 0 頁
- ・ 診療所患者票(地域医療貢献加算届出有:修正前・修正後) . . . . . 1 1 ~ 1 4 頁
- ・ 診療所患者票(地域医療貢献加算届出無:修正前・修正後) . . . . . 1 5 ~ 1 6 頁

#### 明細書無料発行原則義務化に伴う実施状況調査

- ・ 病院施設票(修正前・修正後) . . . . . 1 7 ~ 2 3 頁
- ・ 診療所施設票(修正前・修正後) . . . . . 2 4 ~ 2 9 頁
- ・ 歯科診療所施設票(修正前・修正後) . . . . . 3 0 ~ 3 7 頁
- ・ 薬局施設票(修正前・修正後) . . . . . 3 8 ~ 4 2 頁
- ・ 訪問看護ステーション施設票(修正前・修正後) . . . . . 4 4 ~ 5 0 頁

### 2 . 患者依頼票

#### 救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査

- ・ 院内トリアージ患者票患者依頼票 . . . . . 5 1 頁

#### 外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査

- ・ 病院患者票患者依頼票 . . . . . 5 2 頁
- ・ 診療所患者票患者依頼票(地域医療貢献加算届出有) . . . . . 5 3 頁
- ・ 診療所患者票患者依頼票(地域医療貢献加算届出有) . . . . . 5 4 頁

#### 明細書無料発行原則義務化に伴う実施状況調査

- ・ 病院患者票患者依頼票 . . . . . 5 5 頁
- ・ 診療所患者票患者依頼票 . . . . . 5 7 頁
- ・ 歯科診療所患者票患者依頼票 . . . . . 5 9 頁
- ・ 薬局患者票患者依頼票 . . . . . 6 1 頁
- ・ 訪問看護ステーション患者票患者依頼票 . . . . . 6 3 頁

# 救急病院票 修正前

問11 貴院で雇用している医師および看護職員のうち、平成22年12月1日(水)、4日(土)、5日(日)の午前10時、午後10時の時点で救急医療等に従事していた医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)の実人数をご記入ください。

			午前10時	午後10時	
1 12月1日(水)	① 医師	従事部署	救命救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人
	② 看護職員		救命救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人
2 12月4日(土)	① 医師	従事部署	救命救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人
	② 看護職員		救命救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人
3 12月5日(日)	① 医師	従事部署	救命救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人
	② 看護職員		救命救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人

## 救急病院票 修正後

問11 貴院で雇用している医師のうち、平成22年12月1日(水)、4日(土)、5日(日)の午前9時、午前10時、午前11時、午後4時、午後5時、午後6時の時点で、各従事部署に従事していた医師の実人数をご記入ください。

			午 前			午 後		
			9時	10時	11時	4時	5時	6時
12月1日(水)	従事部署	救命救急室	人	人	人	人	人	人
		特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
		ハイケアユニット	人	人	人	人	人	人
		新生児特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
		母体・胎児集中治療室	人	人	人	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人	人	人	人
12月4日(土)	従事部署	救命救急室	人	人	人	人	人	人
		特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
		ハイケアユニット	人	人	人	人	人	人
		新生児特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
		母体・胎児集中治療室	人	人	人	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人	人	人	人
12月5日(日)	従事部署	救命救急室	人	人	人	人	人	人
		特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
		ハイケアユニット	人	人	人	人	人	人
		新生児特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
		母体・胎児集中治療室	人	人	人	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人	人	人	人

問12 貴院で雇用している看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)のうち、平成22年12月1日(水)、4日(土)、5日(日)の午前10時、午後6時、午後10時の時点で、各従事部署に従事していた看護職員の実人数をご記入ください。

			午前10時	午後6時	午後10時
12月1日(水)	従事部署	救命救急室	人	人	人
		特定集中治療室	人	人	人
		ハイケアユニット	人	人	人
		新生児特定集中治療室	人	人	人
		母体・胎児集中治療室	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人
12月4日(土)	従事部署	救命救急室	人	人	人
		特定集中治療室	人	人	人
		ハイケアユニット	人	人	人
		新生児特定集中治療室	人	人	人
		母体・胎児集中治療室	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人
12月5日(日)	従事部署	救命救急室	人	人	人
		特定集中治療室	人	人	人
		ハイケアユニット	人	人	人
		新生児特定集中治療室	人	人	人
		母体・胎児集中治療室	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人

## 病院票 修正前

■外来管理加算の算定状況等（平成 22 年 10 月 31 日現在）についてお伺いします。

問5 貴院における「外来管理加算」の算定状況について該当するものをお選びください。（ は1つ）  
「02」「03」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。

01. 平成 22 年 3 月以前から算定している	} ▶ 次の問6にお進 み下さい。
02. 平成 22 年 3 月以前は算定していなかったが、現在は算定している 現在は算定している理由（ ）	
03. 平成 22 年 3 月以前は算定していたが、現在は算定していない 現在は算定していない理由（ ）	} ▶ 5 頁の問11にお 進み下さい。
04. 平成 22 年 3 月以前から算定していない	

問5にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の問6～問10をご回答の上、引き続き問11以降についてもご回答ください。

問6 貴院にて外来管理加算を算定している患者に対して おおむね行っている診療内容について該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 問診	02. 身体診察（視診、聴診、打診及び触診等）
03. 症状・状態についての説明	04. 今後の治療方針についての説明
05. 生活上の注意や指導	06. 処方する薬についての説明
07. 患者の悩みや不安・疑問への対応	
08. その他 → 具体的に：（ ）	

問7 貴院にて、処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算を算定していない患者はいますか。該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 外来管理加算を算定しない患者がいる	▶ 次の問8にお進み下さい。
02. 外来管理加算を算定しない患者がいない	▶ 問9にお進み下さい。

問7にて「01」を選ばれた場合は、以下の問8をご回答の上、引き続き問9以降についてもご回答ください。

問8 貴院にて、処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算を算定していない患者について、算定しない理由として該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから	} ▶ 次の問9にお進 み下さい。
02. 簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから	
03. 症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから	
04. 算定可能なケースであるかが判然としないから	
05. その他 → 具体的に：（ ）	

問9 貴院の外来管理加算を算定している患者について、1人当りの直接診察を行っている時間(\*)（平均）はどのくらいですか。おおよその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。

(*)「直接診察を行っている時間」とは ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時点を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、療養上の指導を行っている場合の時間を指します。	約（ ）分
---	-------

## 病院票 修正後

■外来管理加算の算定状況等（平成22年10月31日現在）についてお伺いします。

問5 貴院における「外来管理加算」の算定状況について該当するものをお選びください。（ は1つ）  
「02」「03」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。

01. 平成22年3月以前から算定している	} ▶ 次の問6にお進み下さい。
02. 平成22年3月以前は算定していなかったが、現在は算定している 現在は算定している理由（ ）	
03. 平成22年3月以前は算定していたが、現在は算定していない 現在は算定していない理由（ ）	} ▶ 5頁の問11にお進み下さい。
04. 平成22年3月以前から算定していない	

問5にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の問6～問10をご回答の上、引き続き問11以降についてもご回答ください。

問6 貴院にて外来管理加算を算定している患者に対して おおむね行っている診療内容について該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 問診	02. 身体診察（視診、聴診、打診及び触診等）
03. 症状・状態についての説明	04. 今後の治療方針についての説明
05. 生活上の注意や指導	06. 処方する薬についての説明
07. 患者の悩みや不安・疑問への対応	
08. その他 → 具体的に：（ ）	

問7 貴院にて、処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算を算定していない患者はいますか。該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 外来管理加算を算定しない患者がいる	▶ 次の問8にお進み下さい。
02. 外来管理加算を算定しない患者がいない	▶ 問9にお進み下さい。

問7にて「01」を選ばれた場合は、以下の問8をご回答の上、引き続き問9以降についてもご回答ください。

問8 貴院にて、外来管理加算を算定していない患者について、5分要件が廃止されたにも関わらず算定を行っていない理由として該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから	} ▶ 次の問9にお進み下さい。
02. 簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから	
03. 症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから	
04. 算定可能なケースであるかが判然としないから	
05. その他 → 具体的に：（ ）	

問9 貴院の外来管理加算を算定している患者について、1人当りの直接診察を行っている時間(\*)（平均）はどのくらいですか。おおよその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。

(*)「直接診察を行っている時間」とは ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時点 を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、 療養上の指導を行っている場合の時間を指します。	約（ ）分
---	-------

## 一般診療所票 修正前

■外来管理加算の算定状況等（平成22年10月31日現在）についてお伺いします。

問8 貴院における「外来管理加算」の算定状況について該当するものをお選びください。（ は1つ）  
「02」「03」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。

01. 平成22年3月以前から算定している	} ▶ 次の問9にお進み下さい。
02. 平成22年3月以前は算定していなかったが、現在は算定している 現在は算定している理由（ ）	
03. 平成22年3月以前は算定していたが、現在は算定していない 現在は算定していない理由（ ）	} ▶ 4頁の問14にお進み下さい。
04. 平成22年3月以前から算定していない	

問8にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の問9～問13をご回答の上、引き続き問14以降についてもご回答ください。

問9 貴院にて外来管理加算を算定している患者に対して おおむね行っている診療内容について該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 問診	02. 身体診察（視診、聴診、打診及び触診等）
03. 症状・状態についての説明	04. 今後の治療方針についての説明
05. 生活上の注意や指導	06. 処方する薬についての説明
07. 患者の悩みや不安・疑問への対応	
08. その他 → 具体的に：（ ）	

問10 貴院にて、処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算を算定していない患者はいますか。該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 外来管理加算を算定しない患者がいる	▶ 次の問11にお進み下さい。
02. 外来管理加算を算定しない患者がいない	▶ 問12にお進み下さい。

問10にて「01」を選ばれた場合は、以下の問11をご回答の上、引き続き問12以降についてもご回答ください。

問11 貴院にて、処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算を算定していない患者について、算定しない理由として該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから	} ▶ 問12にお進み下さい。
02. 簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから	
03. 症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから	
04. 算定可能なケースであるかが判然としないから	
05. その他 → 具体的に：（ ）	

問12 貴院の外来管理加算を算定している患者について、1人当りの直接診察を行っている時間(\*)（平均）はどのくらいですか。おおよその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。

(*)「直接診察を行っている時間」とは ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時点 を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、 療養上の指導を行っている場合の時間を指します。	約（ ）分
---	-------

問 15 平成 22 年 4 月の診療報酬改定における外来管理加算の算定要件の各見直し事項に関して、あなたの考えに最も近いものをそれぞれ 1 つお選びください。また、その理由についてもご記入ください。

1 「5分要件」の廃止	01. 評価する	02. どちらでもない	03. 評価しない
	その理由：〔 〕		
2 「お薬受診」算定対象除外の明記	01. 評価する	02. どちらでもない	03. 評価しない
	その理由：〔 〕		
3 「懇切丁寧な説明」を満たす条件の変更	01. 評価する	02. どちらでもない	03. 評価しない
	その理由：〔 〕		

■地域医療貢献加算に関する施設基準の届出状況等についてお伺いします。

問 16 貴院の地域医療貢献加算に関する施設基準の届出状況（平成 22 年 10 月 31 日現在）について、その有無と届出をされている場合は届出の時期についてご記入ください。（ は 1 つ）

01. 届け出ている 届出時期：平成 22 年（ ）月（ 問 17 及び問 18 へ）	02. 届け出していない （ 問 19 及び問 20 へ）
--	----------------------------------

問 17 貴院の地域医療貢献加算に関する施設基準の届出にあたり、時間外対応等について変更を加えた点がありますか。以下の項目について該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 平成 22 年 4 月（地域医療貢献加算の新設）より前に既に施設基準を満たしており、特に変更していない
02. 時間外対応に関する周知方法を変更した
03. 時間外対応のために職員配置等の人員体制を変更した
04. 時間外対応のために新たに近隣の医療機関との連携対応を開始した
05. その他 具体的に：〔 〕

問 18 貴院の地域医療貢献加算に関する施設基準の届出の前後で、診療時間外の対応は増えたと感じますか。該当するものを 1 つお選びください。（ は 1 つ）（ 問 21 へ）

01. 大幅に増えた	02. 増えた	03. あまり変わらない	04. 減った	05. 大幅に減った
------------	---------	--------------	---------	------------

問 19 貴院で地域医療貢献加算に関する施設基準の届出を行わない理由として、該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 時間外の電話対応の負担が大きい	02. 緊急対応の負担が大きい
03. 24 時間対応を行うための体制確保等に不安がある	04. 休日・夜間等の問合せがもともと少ない
05. 連携する他医療機関との連絡体制に不安がある	06. 必要な人件費等に比べ加算点数が少ない
07. 施設基準の要件がよくわからない	08. 地域医療貢献加算の存在を知らなかった
09. その他 具体的に：〔 〕	
10. 特になし	

問 20 貴院で今後、地域医療貢献加算に関する施設基準の届出を行う予定はありますか。該当するものを 1 つお選びください。（ は 1 つ）（ 問 21 へ）

01. 届出を行う予定がある 届出予定時期：平成（ ）年（ ）月頃	02. 届出を行う予定はない
--------------------------------------	----------------

## 一般診療所票 修正後

■外来管理加算の算定状況等（平成 22 年 10 月 31 日現在）についてお伺いします。

問 8 貴院における「外来管理加算」の算定状況について該当するものをお選びください。（ は 1 つ）  
「02」「03」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。

01. 平成 22 年 3 月以前から算定している	} ▶ 次の問 9 にお進 み下さい。
02. 平成 22 年 3 月以前は算定していなかったが、現在は算定している 現在は算定している理由（ ）	
03. 平成 22 年 3 月以前は算定していたが、現在は算定していない 現在は算定していない理由（ ）	} ▶ 4 頁の問 14 にお 進み下さい。
04. 平成 22 年 3 月以前から算定していない	

問 8 にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の問 9 ~ 問 13 をご回答の上、引き続き問 14 以降について  
もご回答ください。

問 9 貴院にて外来管理加算を算定している患者に対して おおむね行っている診療内容について該当するもの  
をお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 問診	02. 身体診察（視診、聴診、打診及び触診等）
03. 症状・状態についての説明	04. 今後の治療方針についての説明
05. 生活上の注意や指導	06. 処方する薬についての説明
07. 患者の悩みや不安・疑問への対応	
08. その他 → 具体的に：（ ）	

問 10 貴院にて、処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算  
を算定していない患者はいますか。該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 外来管理加算を算定しない患者がいる	▶ 次の問 11 にお進み下さい。
02. 外来管理加算を算定しない患者がいない	▶ 問 12 にお進み下さい。

問 10 にて「01」を選ばれた場合は、以下の問 11 をご回答の上、引き続き問 12 以降についてもご回答く  
ださい。

問 11 貴院にて、外来管理加算を算定していない患者について、5 分要件が廃止されたにも関わらず算定を行っ  
ていない理由として該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから	} ▶ 次の問 12 にお進 み下さい。
02. 簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから	
03. 症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから	
04. 算定可能なケースであるかが判然としないから	
05. その他 → 具体的に：（ ）	

問 12 貴院の外来管理加算を算定している患者について、1 人当りの直接診察を行っている時間（\*）（平均）は  
どのくらいですか。およその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。

（*）「直接診察を行っている時間」とは ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時 点を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、 療養上の指導を行っている場合の時間を指します。	約（ ）分
---	-------



問 15 平成 22 年 4 月の診療報酬改定における外来管理加算の算定要件の各見直し事項に関して、あなたの考えに最も近いものをそれぞれ 1 つお選びください。また、その理由についてもご記入ください。

1 「5分要件」の廃止	01. 評価する	02. どちらでもない	03. 評価しない
	その理由：〔 〕		
2 「お薬受診」算定対象除外の明記	01. 評価する	02. どちらでもない	03. 評価しない
	その理由：〔 〕		
3 「懇切丁寧な説明」を満たす条件の変更	01. 評価する	02. どちらでもない	03. 評価しない
	その理由：〔 〕		

■地域医療貢献加算に関する施設基準の届出状況等についてお伺いします。

問 16 貴院の地域医療貢献加算に関する施設基準の届出状況（平成 22 年 10 月 31 日現在）について、その有無と届出をされている場合は届出の時期についてご記入ください。（ は 1 つ）

01. 届け出ている 届出時期：平成 22 年（ ）月（ 問 17 及び問 18 へ）	02. 届け出していない （ 問 19 及び問 20 へ）
--	----------------------------------

問 17 貴院の地域医療貢献加算に関する施設基準の届出にあたり、時間外対応等について変更を加えた点がありますか。以下の項目について該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 平成 22 年 4 月（地域医療貢献加算の新設）より前に既に施設基準を満たしており、特に変更していない
02. 時間外対応に関する周知方法を変更した
03. 時間外対応のために職員配置等の人員体制を変更した
04. 時間外対応のために新たに近隣の医療機関との連携対応を開始した
05. その他 具体的に：〔 〕

問 18 貴院の地域医療貢献加算に関する施設基準の届出の前後で、診療時間外の対応は増えたと感じますか。該当するものを 1 つお選びください。（ は 1 つ）（ 問 21 へ）

01. 大幅に増えた	02. 増えた	03. あまり変わらない	04. 減った	05. 大幅に減った
------------	---------	--------------	---------	------------

問 19 貴院で地域医療貢献加算に関する施設基準の届出を行わない理由として、該当するものをお選びください。（あてはまる番号全てに ）

01. 時間外の電話対応の負担が大きい	02. 緊急対応の負担が大きい
03. コアは準夜帯の対応が求められているが、夜間の体制確保に不安がある	
04. 休日・夜間等の問合せがもともと少ない	
05. 連携する他医療機関との連絡体制に不安がある	06. 必要な人件費等に比べ加算点数が少ない
07. 施設基準の要件がよくわからない	08. 地域医療貢献加算の存在を知らなかった
09. その他 具体的に：〔 〕	
10. 特になし	

問 20 貴院で今後、地域医療貢献加算に関する施設基準の届出を行う予定はありますか。該当するものを 1 つお選びください。（ は 1 つ）（ 問 21 へ）

01. 届出を行う予定がある 届出予定時期：平成（ ）年（ ）月頃	02. 届出を行う予定はない
--------------------------------------	----------------

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※○は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※○は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察（「再診」といいます）のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」（520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。）として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。なお、この外来管理加算は、薬の処方だけの受診では算定されません。

(1) 処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※○は1つだけ	
1. 知っていた	2. 知らなかった

(2) 「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※○はあてはまるものすべて	
1. 訴えの確認（例：「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね？」）	
2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明（例. 「のどの腫れもよくなっていますので、2～3日休めば問題なく回復します。」）	
3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導（例. 「まだ痰（たん）があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」）	
4. 疑問や不安を聞く質問をする（例. 「不安なことはありますか？」）	
5. その他（具体的に ）	

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察（「再診」といいます）のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」（520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。）として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。

(1) 処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※〇は1つだけ	
1. 知っていた	2. 知らなかった

(2) 「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※〇はあてはまるものすべて	
1. 訴えの確認（例：「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね？」）	
2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明（例、「のどの腫れもよくなっていますので、2～3日休めば問題なく回復します。」）	
3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導（例、「まだ痰（たん）があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」）	
4. 疑問や不安を聞く質問をする（例、「不安なことはありますか？」）	
5. その他（具体的に	）

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察（「再診」といいます）のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」（520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。）として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。なお、この外来管理加算は、薬の処方だけの受診では算定されません。

(1) 処置やりハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※〇は1つだけ	
1. 知っていた	2. 知らなかった

(2) 「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※〇はあてはまるものすべて	
1. 訴えの確認（例：「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね？」）	
2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明（例。「のどの腫れもよくなっていますので、2～3日休めば問題なく回復します。」）	
3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導（例。「まだ痰（たん）があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」）	
4. 疑問や不安を聞く質問をする（例。「不安なことはありますか？」）	
5. その他（具体的に ）	

IV. 時間外診療についておうかがいします。

時間外診療とは・・・

医療機関の標榜時間（医療機関が開院して診察にしている時間。例、「月曜日～金曜日 9：00～17：00」）以外の時間に、急患などに対応して診察や必要な処置を行うことです。

(1) 時間外診療の体制が整えられていることで、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※〇は1つだけ

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

(2) 本調査票を受け取った医療機関は、標榜時間外の診察や電話での対応を行っていることを知っていますか。 ※〇は1つだけ

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 知っている<br>⇒質問(3)(4)(5)へ | 2. 知らない<br>⇒質問(8)へ |
|---------------------------|--------------------|

(3) 調査票を受け取った医療機関が、診察や電話での対応を行っていること及び時間外の連絡先はどのようにしてお知りになりましたか。 ※〇はあてはまるものすべて

1. 院内に時間外対応体制や連絡先について掲示してあった
2. 時間外対応体制や連絡先を記載した文書が配布された
3. 時間外対応体制や連絡先について診察券に記載してあった
4. その他（具体的に ）

(4) 時間外の電話対応がなされていることについてどう思いますか。 ※〇は1つだけ

1. とてもよい
2. よい
3. どちらともいえない
4. なくてもよい

(5) 本調査票を受け取った医療機関に標榜時間外に来院したり、電話での問い合わせをしたことがありますか。 ※〇はあてはまるものすべて

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 電話で問い合わせたことがある | ⇒質問(6)へ |
| 2. 来院したことがある      | ⇒質問(7)へ |
| 3. ない             | ⇒質問(8)へ |

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※〇は1つだけ

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. とてもそう思う    | 2. そう思う      |
| 3. どちらともいえない  | 4. あまりそう思わない |
| 5. まったくそう思わない |              |

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※〇は1つだけ

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. とてもそう思う    | 2. そう思う      |
| 3. どちらともいえない  | 4. あまりそう思わない |
| 5. まったくそう思わない |              |

### Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察（「再診」といいます）のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」（520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。）として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。

(1) 処置やりハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※〇は1つだけ

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

(2) 「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※〇はあてはまるものすべて

- |  |
|--|
| 1. 訴えの確認（例：「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね？」）                                |
| 2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明（例。「のどの腫れもよくなっていますので、2～3日休めば問題なく回復します。」）         |
| 3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導（例。「まだ痰（たん）があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」） |
| 4. 疑問や不安を聞く質問をする（例。「不安なことはありますか？」）                                   |
| 5. その他（具体的に ）  |

#### IV. 時間外診療についておうかがいします。

##### 時間外診療とは・・・

医療機関の標榜時間（医療機関が開院して診察にしている時間。例、「月曜日～金曜日 9：00～17：00」）以外の時間に、急患などに対応して診察や必要な処置を行うことです。こうした時間外診療や患者からの休日・夜間等の問い合わせなどに対応する体制を整えている場合に、医療機関は「地域医療貢献加算」（30円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は9円となります。）を再診時に請求できます。

(1) 本調査票を受け取った医療機関は、標榜時間外の診察や電話での対応を行っていますか。 ※〇は1つだけ

- |                           |                      |                    |
|---------------------------|----------------------|--------------------|
| 1. 行っている<br>⇒質問(2)(3)(4)へ | 2. 行っていない<br>⇒質問(7)へ | 3. 知らない<br>⇒質問(7)へ |
|---------------------------|----------------------|--------------------|

(2) 調査票を受け取った医療機関が、診察や電話での対応を行っていること及び時間外の連絡先はどのようにしてお知りになりましたか。 ※〇はあてはまるものすべて

1. 院内に時間外対応体制や連絡先について掲示してあった
2. 時間外対応体制や連絡先を記載した文書が配布された
3. 時間外対応体制や連絡先について診察券に記載してあった
4. その他（具体的に ）

(3) 時間外の電話対応がなされていることについてどう思いますか。 ※〇は1つだけ

1. とてもよい
2. よい
3. どちらともいえない
4. なくてもよい

(4) 本調査票を受け取った医療機関に標榜時間外に来院したり、電話での問い合わせをしたことがありますか。 ※〇はあてはまるものすべて

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 電話で問い合わせたことがある | ⇒質問(5)へ |
| 2. 来院したことがある      | ⇒質問(6)へ |
| 3. ない             | ⇒質問(7)へ |

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察（「再診」といいます）のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」（520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。）として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。なお、この外来管理加算は、薬の処方だけの受診では算定されません。

(1) 処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※〇は1つだけ	
1. 知っていた	2. 知らなかった

(2) 「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※〇はあてはまるものすべて	
1. 訴えの確認（例：「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね？」）	
2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明（例。「のどの腫れもよくなっていますので、2～3日休めば問題なく回復します。」）	
3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導（例。「まだ痰（たん）があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」）	
4. 疑問や不安を聞く質問をする（例。「不安なことはありますか？」）	
5. その他（具体的に ）	



(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※〇は1つだけ	
1. とてもそう思う	2. そう思う
3. どちらともいえない	4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない	

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察（「再診」といいます）のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」（520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。）として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。

(1) 処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※〇は1つだけ	
1. 知っていた	2. 知らなかった

(2) 「懇切丁寧（こんせつていねい）な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※〇はあてはまるものすべて	
1. 訴えの確認（例：「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね？」）	
2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明（例。「のどの腫れもよくなっていますので、2～3日休めば問題なく回復します。」）	
3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導（例。「まだ痰（たん）があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」）	
4. 疑問や不安を聞く質問をする（例。「不安なことはありますか？」）	
5. その他（具体的に ）	

外来患者数 平成 22 年**月 1 か月間	1) 初診患者数	人			2) 再診延べ患者数	人	
全職員数 (常勤換算*) 平成 22 年**月 小数点以下第 1 位まで	医師・ 歯科医師	看護師等	薬剤師	事務職員	その他の 職員	計	
<p>*非常勤職員の「常勤換算」は以下の方法で計算してください。</p> <p>1 週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)</p> <p>1 か月に数回勤務の場合:(非常勤職員の1か月の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)</p>							
レセプトコンピュータ等による 医事会計システムの導入状況 は1つだけ	1. 導入している		2. 導入に向けて具体的に計画中		3. 導入するか検討中		
レセプト請求方法 最も多いものに	1. オンライン請求		2. 電子媒体(MOやFDなど)による提出		3. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用)		
	3. 導入する計画はない		4. 導入する計画はない				
	4. 紙レセプトによる提出(手書き)		5. 代行請求				

(注)「レセプトコンピュータ等による医事会計システム」とは、いわゆるレセコンです。

**2** 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
平成 22 年**月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している(--->この後、質問 <b>3・4・5・7</b> へ)	
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している (--->この後、質問 <b>3・4・5・6・7</b> へ)	
3. 明細書を発行していない(--->この後、質問 <b>6・7</b> へ)	

質問**3**からは、

- ・質問**2**の②で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・7**に回答してください。
- ・質問**2**の②で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・6・7**に回答してください。
- ・質問**2**の②で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問**6・7**に回答してください。



明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 <span style="float: right;">はいくつでも</span>	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した 増員した人数：( )人 2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った 3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した 4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した 5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した 6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた 7. 明細書発行に対応している自動入金機を新規に導入した 8. 明細書発行に対応するため自動入金機を改修した 9. その他（具体的に <span style="float: right;">)</span> 10. 特に対応はしていない	
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
1) 設備投資をした費用	約 ( ) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 ( ) 万円
平成 22 年**月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
	約 ( ) 万円

**5** 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 <span style="float: right;">は 1 つだけ</span>		
1. 以前より長くなった	2. 以前より短くなった	3. 以前と変わらない
4. 以前発行していなかったので比較できない	5. よく分からない	
貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 <span style="float: right;">は 1 つだけ</span>		
1. 10% 未満	2. 10% 以上 30% 未満	3. 30% 以上 50% 未満
4. 50% 以上 70% 未満	5. 70% 以上 90% 未満	6. 90% 以上
貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると医師・歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 <span style="float: right;">は 1 つだけ</span>		
1. 10% 未満	2. 10% 以上 30% 未満	3. 30% 以上 50% 未満
4. 50% 以上 70% 未満	5. 70% 以上 90% 未満	6. 90% 以上

明細書の無料発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。 「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけをつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。					

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は8ページの質問7へおすすみください

**6** 全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも
1. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため 2. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要なため 3. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため 4. その他（具体的に _____）
貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも
1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある 5. 診療時に医師・歯科医師から説明するようにしている 6. その他（具体的に _____） 7. 患者等にお知らせしていない
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ
1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期：平成（_____）年（_____）月頃 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である 3. 予定はない 4. その他（具体的に _____）

外来患者数 平成 22 年 11 月 1 か月間	1) 初診患者数	人			2) 再診延べ患者数	人	
全職員数 (常勤換算*) 平成 22 年 11 月 小数点以下第 1 位まで	医師・ 歯科医師	看護師等	薬剤師	事務職員	その他の 職員	計	

\* 非常勤職員の「常勤換算」は以下の方法で計算してください。  
 1 週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の 1 週間の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間)  
 1 か月に数回勤務の場合:(非常勤職員の 1 か月の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間×4)

レセプトコンピュータ等による 医事会計システムの導入状況 は 1 つだけ	1. 導入している 3. 導入するか検討中	2. 導入に向けて具体的に計画中 4. 導入する計画はない
レセプト請求方法 最も多いものに	1. オンライン請求 2. 電子媒体(MO や FD など)による提出 3. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用) 4. 紙レセプトによる提出(手書き) 5. 代行請求	

(注)「レセプトコンピュータ等による医事会計システム」とは、いわゆるレセコンです。

**2** 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 1 つだけ	
1. よく知っている 3. ほとんど知らない	2. だいたい知っている 4. まったく知らない
平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 1 つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している 3. 明細書を発行していない(---▶この後、質問 <b>6・7</b> へ)	

**3** 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 1 つだけ	
1. 徴収している → { 1 件当たりの徴収金額:( )円 上記徴収金額の算出根拠:(具体的に )	
2. 徴収していない	
下記の 1) ~ 3) について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1) ~ 3) の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 は 1 つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない

明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

1) 設備投資をした費用	約 ( ) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 ( ) 万円

平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

約 ( ) 万円

明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は 1 つだけ

1. 以前より長くなった	2. 以前より短くなった	3. 以前と変わらない
4. 以前は発行していなかったため比較できない	5. よく分からない	

質問 5 からは、

- ・ 全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問 5・7 に回答してください。
- ・ 一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問 5・6・7 に回答してください。
- ・ 患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問 6・7 に回答してください。

**5** 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は 1 つだけ

1. 10% 未満	2. 10% 以上 30% 未満	3. 30% 以上 50% 未満
4. 50% 以上 70% 未満	5. 70% 以上 90% 未満	6. 90% 以上

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると医師・歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は 1 つだけ

1. 10% 未満	2. 10% 以上 30% 未満	3. 30% 以上 50% 未満
4. 50% 以上 70% 未満	5. 70% 以上 90% 未満	6. 90% 以上

明細書の無料発行により、以下の 1) ~ 4) の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。

	大い にあて はまる	やや あて はまる	ど ち ら と も い え な い	あ ま り あ て は ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は8ページの質問7へおすすみください

**6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。**

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

1. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため  
 2. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため  
 3. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため  
 4. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも

1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している  
 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している  
 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある  
 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある  
 5. 診療時に医師・歯科医師から説明するようにしている  
 6. その他（具体的に \_\_\_\_\_）  
 7. 患者等にお知らせしていない

貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ

1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期：平成（\_\_\_\_\_）年（\_\_\_\_\_）月頃  
 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である  
 3. 予定はない  
 4. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行することが可能と考えますか。 は1つだけ

1. 精算の都度発行  
 2. 次回来院時に発行  
 3. 月に1回まとめて発行  
 4. その他（具体的に \_\_\_\_\_）



レセプト請求方法 最も多いものに	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オンライン請求</li> <li>2. 電子媒体（MO や FD など）による提出</li> <li>3. 紙レセプトによる提出（レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用）</li> <li>4. 紙レセプトによる提出（手書き）</li> <li>5. 代行請求</li> </ol>
---------------------	---

**2** 貴施設における明細書（診療の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出状況 は1つだけ	
1. 届出している	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設基準届出時期：平成 22 年（ ）月</li> <li>2) 算定回数：（ ）回 平成 22 年**月 1 か月</li> </ol>
2. 届出していない	
平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書）を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
平成 22 年**月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全ての患者に明細書を発行している（---→ この後、質問 <b>3・4・5・7</b> へ）</li> <li>2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している （---→ この後、質問 <b>3・4・5・6・7</b> へ）</li> <li>3. 明細書を発行していない（---→ この後、質問 <b>6・7</b> へ）</li> </ol>	

質問**3**からは、

- ・質問**2**の③で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・7**に回答してください。
- ・質問**2**の③で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・6・7**に回答してください。
- ・質問**2**の③で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問**6・7**に回答してください。

**3** 明細書を発行している施設における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ	
1. 徴収している	1件あたりの徴収金額：（ ）円
2. 徴収していない	
下記の1)～3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)～3)の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 18 年 3 月以前</li> <li>2. 平成 18 年度中</li> <li>3. 平成 19 年度中</li> <li>4. 平成 20 年度中</li> <li>5. 平成 21 年 4 月～12 月</li> <li>6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年（ ）月頃</li> <li>7. 有料で明細書発行を行ったことはない</li> </ol>

**5** 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

明細書の発行により、窓口などで患者1人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は1つだけ					
1. 以前より長くなった		2. 以前より短くなった		3. 以前と変わらない	
4. 以前発行していなかったので比較できない		5. よく分からない			
貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ					
1. 10%未満		2. 10%以上 30%未満		3. 30%以上 50%未満	
4. 50%以上 70%未満		5. 70%以上 90%未満		6. 90%以上	
貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ					
1. 10%未満		2. 10%以上 30%未満		3. 30%以上 50%未満	
4. 50%以上 70%未満		5. 70%以上 90%未満		6. 90%以上	
明細書の無料発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。					
「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。					
	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。					

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は8ページの質問**7**へおすすみください

**6 全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。**

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。      はいくつでも	
1. 全ての常勤医師が 65 歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため 2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため 3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため 4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要なため 5. レセプトコンピュータを使用していないため 6. その他（具体的に _____）	
貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。      はいくつでも	
1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある 5. 診療時に医師から説明するようにしている 6. その他（具体的に _____） 7. 患者等にお知らせしていない	
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。      は1つだけ	
1. 具体的な計画がある      明細書無料発行予定時期：平成（_____）年（_____）月頃 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である 3. 予定はない 4. その他（具体的に _____）	
今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行が可能と考えますか。 は1つだけ	
1. 精算の都度発行 3. 月に1回まとめて発行	2. 次回来院時に発行 4. その他（具体的に _____）

レセプト請求方法 最も多いものに	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オンライン請求</li> <li>2. 電子媒体（MO や FD など）による提出</li> <li>3. 紙レセプトによる提出（レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用）</li> <li>4. 紙レセプトによる提出（手書き）</li> <li>5. 代行請求</li> </ol>
---------------------	---

**2** 貴施設における明細書（診療の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出をしていますか。 は1つだけ	
1. 届出している	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設基準届出時期：平成 22 年（ ）月</li> <li>2) 算定回数：（ ）回 平成 22 年 11 月 1 か間</li> </ol>
2. 届出していない	
平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書）を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全ての患者に明細書を発行している</li> <li>2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している</li> <li>3. 明細書を発行していない（ ---▶ この後、質問 <b>6・7</b> へ）</li> </ol>	

**3** 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 は1つだけ	
1. 徴収している	$\left\{ \begin{array}{l} \text{1 件当たりの徴収金額：（ ）円} \\ \text{上記徴収金額の算出根拠：（具体的に ）} \end{array} \right.$
2. 徴収していない	
下記の 1) ~ 3) について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1) ~ 3) の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 18 年 3 月以前</li> <li>2. 平成 18 年度中</li> <li>3. 平成 19 年度中</li> <li>4. 平成 20 年度中</li> <li>5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月</li> <li>6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年（ ）月頃</li> <li>7. 有料で明細書発行を行ったことはない</li> </ol>
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 18 年 3 月以前</li> <li>2. 平成 18 年度中</li> <li>3. 平成 19 年度中</li> <li>4. 平成 20 年度中</li> <li>5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月</li> <li>6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年（ ）月頃</li> <li>7. 無料で明細書発行を行ったことはない</li> </ol>
3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 18 年 3 月以前</li> <li>2. 平成 18 年度中</li> <li>3. 平成 19 年度中</li> <li>4. 平成 20 年度中</li> <li>5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月</li> <li>6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年（ ）月頃</li> <li>7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない</li> </ol>

明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 はいくつでも

1. 治療内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること
2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られること
3. 会計での待ち時間が長くなったこと
4. 明細書に記載されている情報量が多すぎる
5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる
6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくい
7. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しい
8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしい
9. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
10. 特に意見はない

- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えください。

明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 はいくつでも

1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した  
増員した人数：( \_\_\_\_\_ )人
2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った
3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した
4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した
5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した
6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた
7. 明細書発行に対応している自動入金機を新規に導入した
8. 明細書発行に対応するため自動入金機を改修した
9. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
10. 特に対応はしていない

明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

1) 設備投資をした費用	約 ( _____ ) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 ( _____ ) 万円

平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

約 ( \_\_\_\_\_ ) 万円

明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は1つだけ

- |                         |              |             |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 1. 以前より長くなった            | 2. 以前より短くなった | 3. 以前と変わらない |
| 4. 以前は発行していなかったので比較できない | 5. よく分からない   |             |

質問**5**からは、

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**7**に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**6**・**7**に回答してください。
- ・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問**6**・**7**に回答してください。

**5** 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

- |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 10%未満       | 2. 10%以上 30%未満 | 3. 30%以上 50%未満 |
| 4. 50%以上 70%未満 | 5. 70%以上 90%未満 | 6. 90%以上       |

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

- |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 10%未満       | 2. 10%以上 30%未満 | 3. 30%以上 50%未満 |
| 4. 50%以上 70%未満 | 5. 70%以上 90%未満 | 6. 90%以上       |

明細書の無料発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。

	大い にあて はまる	やや あて はまる	ど ち ら と も い え な い	あ ま り あ て は ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は7ページの質問**7**へおすすみください

**6** 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

1. 全ての常勤医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため
2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため
5. レセプトコンピュータを使用していないため
6. その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

**2** 貴施設における明細書（診療の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出状況 は1つだけ	
1. 届出している	1) 施設基準届出時期：平成 22 年 ( ) 月 2) 算定回数：( ) 回 平成 22 年**月 1 か月
2. 届出していない	
平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書）を無料で発行することが義務付けられました（歯科診療所は平成 23 年 5 月から原則として明細書の無料発行が義務化されます）が、このことをご存知ですか。 は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
平成 22 年**月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している（---→ この後、質問 <b>3・4・5・7</b> へ）	
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している （---→ この後、質問 <b>3・4・5・6・7</b> へ）	
3. 明細書を発行していない（---→ この後、質問 <b>6・7</b> へ）	

質問**3**からは、

- ・質問**2**の③で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・7**に回答してください。
- ・質問**2**の③で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・6・7**に回答してください。
- ・質問**2**の③で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問**6・7**に回答してください。

**3** 明細書を発行している施設における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ	
1. 徴収している	1件あたりの徴収金額：( ) 円
2. 徴収していない	
下記の1)～3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)～3)の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                        4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                        4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない

明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 <span style="float:right">はいくつでも</span>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 治療内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること</li> <li>2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られること</li> <li>3. 会計での待ち時間が長くなったこと</li> <li>4. 明細書に記載されている情報量が多すぎる</li> <li>5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる</li> <li>6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくい</li> <li>7. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しい</li> <li>8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしい</li> <li>9. その他（具体的に _____）</li> <li>10. 特に意見はない</li> </ol>	
- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えください。	
明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 <span style="float:right">はいくつでも</span>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した 増員した人数：(_____)人</li> <li>2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った</li> <li>3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した</li> <li>4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した</li> <li>5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した</li> <li>6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた</li> <li>7. 明細書発行に対応している自動入金機を新規に導入した</li> <li>8. 明細書発行に対応するため自動入金機を改修した</li> <li>9. その他（具体的に _____）</li> <li>10. 特に対応はしていない</li> </ol>	
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
1) 設備投資をした費用	約 ( _____ ) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 ( _____ ) 万円
平成 22 年**月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
約 ( _____ ) 万円	

**5** 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 <span style="float:right">は1つだけ</span>		
1. 以前より長くなった	2. 以前より短くなった	3. 以前と変わらない
4. 以前発行していなかったので比較できない	5. よく分からない	



貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
明細書の無料発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。 「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。					
	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。					

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は7ページの質問7へおすすみください

**6** 全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも	
1. 全ての常勤歯科医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため	
2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため	
3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため	
4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要なため	
5. レセプトコンピュータを使用していないため	
6. 歯科診療所では、原則義務化の時期がきていないため	
7. その他（具体的に	)

貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」、「歯科診療所の場合、平成 23 年 5 月からの無料発行の原則義務化であること」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも

1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している
2. 会計窓口で職員が患者等に説明している
3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある
4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある
5. 診療時に歯科医師から説明するようにしている
6. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
7. 患者等にお知らせしていない

貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ

1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期：平成（\_\_\_\_\_）年（\_\_\_\_\_）月頃
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である
3. 予定はない
4. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行が可能と考えますか。 は1つだけ

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 精算の都度発行    | 2. 次回来院時に発行        |
| 3. 月に1回まとめて発行 | 4. その他（具体的に _____） |

**7** 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

**2** 貴施設における明細書（診療の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出をしていますか。 は1つだけ	
1. 届出している	1) 施設基準届出時期：平成 22 年 ( ) 月 2) 算定回数：( ) 回 平成 22 年 11 月 1 か月
2. 届出していない	
平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書）を無料で発行することが義務付けられました（歯科診療所は平成 23 年 5 月から原則として明細書の無料発行が義務化されます）が、このことをご存知ですか。 は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している	
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している	
3. 明細書を発行していない（---▶ この後、質問 <b>6・7</b> へ）	

**3** 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。 は1つだけ	
1. 徴収している	→ { 1 件当たりの徴収金額：( ) 円 上記徴収金額の算出根拠：( 具体的に )
2. 徴収していない	
下記の 1) ~ 3) について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1) ~ 3) の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 はいくつでも	
1. 治療内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること 2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られること 3. 会計での待ち時間が長くなったこと 4. 明細書に記載されている情報量が多すぎる事 5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる事 6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくいこと 7. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しいこと 8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしいこと 9. その他（具体的に _____） 10. 特に意見はない	

- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えください。	
------------------------------	--

明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 はいくつでも	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した 増員した人数：(_____)人 2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った 3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した 4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した 5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した 6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた 7. 明細書発行に対応している自動入金機を新規に導入した 8. 明細書発行に対応するため自動入金機を改修した 9. その他（具体的に _____） 10. 特に対応はしていない	

明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

1) 設備投資をした費用	約 ( _____ ) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 ( _____ ) 万円

平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

	約 ( _____ ) 万円
--	----------------

明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は1つだけ		
1. 以前より長くなった	2. 以前より短くなった	3. 以前と変わらない
4. 以前は発行していなかったため比較できない	5. よく分からない	

質問**5**からは、

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**7**に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**6**・**7**に回答してください。
- ・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問**6**・**7**に回答してください。

**5** 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上

明細書の無料発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。

	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は7ページの質問**7**へおすすみください

**6** 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

1. 全ての常勤歯科医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため
2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため
5. レセプトコンピュータを使用していないため
6. 歯科診療所では、原則義務化の時期がきていないため
7. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

【明細書を発行していない施設（質問2 で「3.明細書を発行していない」と回答した施設）の方のみお答えください。それ以外の施設の方は質問 へお進みください。】

貴施設では、平成 23 年 5 月からの明細書の無料発行の原則義務化について、どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも

1. 来院時に明細書の無料発行に関するチラシやリーフレット等を配布している
2. 会計窓口で職員が患者等に明細書無料発行に関する説明をしている
3. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するポスター等を掲示してある
4. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するチラシやリーフレット等を置いてある
5. 診療時に歯科医師から明細書無料発行の説明をするようにしている
6. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
7. 患者等にお知らせしていない

貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ

1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期：平成（ \_\_\_\_\_ ）年（ \_\_\_\_\_ ）月頃
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である
3. 予定はない
4. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行することが可能と考えますか。 は1つだけ

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 精算の都度発行    | 2. 次回来院時に発行        |
| 3. 月に1回まとめて発行 | 4. その他（具体的に _____） |

**7** 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

**2** 貴施設における明細書（調剤の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（調剤明細書）を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. よく知っている  | 2. だいたい知っている |
| 3. ほとんど知らない | 4. まったく知らない  |

平成 22 年\*\*月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ

- |   |
|---|
| 1. 全ての患者に明細書を発行している（---▶ この後、質問 <b>3・4・5・7</b> へ）                         |
| 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している<br>（---▶ この後、質問 <b>3・4・5・6・7</b> へ） |
| 3. 明細書を発行していない（---▶ この後、質問 <b>6・7</b> へ）                                  |

質問**3**からは、

- ・質問**2**の②で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・7**に回答してください。
- ・質問**2**の②で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・6・7**に回答してください。
- ・質問**2**の②で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問**6・7**に回答してください。

**3** 明細書を発行している施設における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 徴収している 1件あたりの徴収金額：( )円 |
| 2. 徴収していない                |

下記の1)～3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)～3)の順番でお答えください。

1)有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2)患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3)全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

1) 設備投資をした費用	約 ( ) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 ( ) 万円

平成 22 年\*\*月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用(人件費やインク代・紙代など)を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

	約 ( ) 万円
--	----------

**5** 明細書を無料で発行(一部の患者または全ての患者に発行)している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

明細書の発行により、窓口などで患者1人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は1つだけ

1. 以前より長くなった	2. 以前より短くなった	3. 以前と変わらない
4. 以前発行していなかったので比較できない	5. よく分からない	

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると薬剤師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上

明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。

	大い にあて はまる	やや あて はまる	ど ち ら と も い え な い	あ ま り あ て は ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い
1) 調剤内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 調剤内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は6ページの質問**7**へおすすみください



**6** 全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。      はいくつでも					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全ての常勤の薬剤師が 65 歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため</li> <li>2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため</li> <li>3. レセプトコンピュータを使用していないため</li> <li>4. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため</li> <li>5. その他（具体的に _____）</li> </ol>					
貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。      はいくつでも					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 来局時にチラシやリーフレット等を配布している</li> <li>2. 会計窓口で職員が患者等に説明している</li> <li>3. 薬局内にポスター等を掲示してある</li> <li>4. 薬局内にチラシやリーフレット等を置いてある</li> <li>5. 薬の交付時などに薬剤師から説明するようにしている</li> <li>6. その他（具体的に _____）</li> <li>7. 患者等にお知らせしていない</li> </ol>					
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。      は1つだけ					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期：平成（_____）年（_____）月頃</li> <li>2. 具体的な時期は未定だが、検討中である</li> <li>3. 予定はない</li> <li>4. その他（具体的に _____）</li> </ol>					
今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行が可能と考えますか。      は1つだけ					
<table border="0"> <tr> <td>1. 精算の都度発行</td> <td>2. 次回来局時に発行</td> </tr> <tr> <td>3. 月に1回まとめて発行</td> <td>4. その他（具体的に _____）</td> </tr> </table>		1. 精算の都度発行	2. 次回来局時に発行	3. 月に1回まとめて発行	4. その他（具体的に _____）
1. 精算の都度発行	2. 次回来局時に発行				
3. 月に1回まとめて発行	4. その他（具体的に _____）				

**7** 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

**2** 貴施設における明細書（調剤の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（調剤明細書）を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない

平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ

1. 全ての患者に明細書を発行している
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している
3. 明細書を発行していない（---→ この後、質問 <b>6・7</b> へ）

**3** 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 は1つだけ

1. 徴収している →	{ 1 件当たりの徴収金額：( ) 円 上記徴収金額の算出根拠：( 具体的に )
2. 徴収していない	

下記の 1) ~ 3) について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1) ~ 3) の順番でお答えください。

1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前                      2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中                          4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ( ) 月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

貴施設での平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行件数についてお書きください。

1) 無料で発行した件数	件
2) 有料で発行した件数	件
3) 合計	件

貴施設では、どのようなタイミング（頻度）で明細書を発行していますか。 はいくつでも

1. 精算の都度発行	2. 次回来局時に発行
3. 月に 1 回まとめて発行	4. その他（具体的に )

平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

約（ ）万円

明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は 1 つだけ

- |                         |              |             |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 1. 以前より長くなった            | 2. 以前より短くなった | 3. 以前と変わらない |
| 4. 以前は発行していなかったので比較できない | 5. よく分からない   |             |

質問**5**からは、

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**7**に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**6**・**7**に回答してください。
- ・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問**6**・**7**に回答してください。

**5** 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は 1 つだけ

- |                  |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|
| 1. 10% 未満        | 2. 10% 以上 30% 未満 | 3. 30% 以上 50% 未満 |
| 4. 50% 以上 70% 未満 | 5. 70% 以上 90% 未満 | 6. 90% 以上        |

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると薬剤師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は 1 つだけ

- |                  |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|
| 1. 10% 未満        | 2. 10% 以上 30% 未満 | 3. 30% 以上 50% 未満 |
| 4. 50% 以上 70% 未満 | 5. 70% 以上 90% 未満 | 6. 90% 以上        |

明細書の無料発行により、以下の 1) ~ 4) の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。

	大い にあて はまる	やや あて はまる	ど ち ら と も い え な い	あ ま り あ て は ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い
1) 調剤内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 調剤内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は6ページの質問**7**へおすすみください

**6** 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。      はいくつでも	
1. 全ての常勤の薬剤師が 65 歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため 2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため 3. レセプトコンピュータを使用していないため 4. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため 5. その他（具体的に _____）	
貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。      はいくつでも	
1. 来局時にチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している 3. 薬局内にポスター等を掲示してある 4. 薬局内にチラシやリーフレット等を置いてある 5. 薬の交付時などに薬剤師から説明するようにしている 6. その他（具体的に _____） 7. 患者等にお知らせしていない	
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。      は1つだけ	
1. 具体的な計画がある      明細書無料発行予定時期：平成（_____）年（_____）月頃 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である 3. 予定はない 4. その他（具体的に _____）	
今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行することが可能と考えますか。      は1つだけ	
1. 精算の都度発行      2. 次回来局時に発行 3. 月に1回まとめて発行      4. その他（具体的に _____）	

**7** 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

医療保険のレセプト請求方法 は1つだけ	<ol style="list-style-type: none"> <li>紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用)</li> <li>紙レセプトによる提出(手書き)</li> <li>代行請求</li> </ol>
------------------------	--

**2** 貴事業所における明細書(訪問看護療養費の内容が分かる)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成22年度の診療報酬改定では、訪問看護ステーションにおいて、患者が求める場合は、「明細書」の発行に努めることとされました。このことをご存知ですか。 は1つだけ

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. よく知っている  | 2. だいたい知っている |
| 3. ほとんど知らない | 4. まったく知らない  |

平成22年\*\*月現在、貴事業所での明細書の発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ

- |  |
|--|
| 1. 全ての患者に明細書を発行している(--->この後、質問 <b>3・4・5・7</b> へ)                         |
| 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している<br>(--->この後、質問 <b>3・4・5・6・7</b> へ) |
| 3. 明細書を発行していない(--->この後、質問 <b>6・7</b> へ)                                  |

質問**3**からは、

- ・質問**2**の②で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・7**に回答してください。
- ・質問**2**の②で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している」と回答した施設は、質問**3・4・5・6・7**に回答してください。
- ・質問**2**の②で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問**6・7**に回答してください。

**3** 明細書を発行している事業所における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 徴収している 1件あたりの徴収金額:( )円 |
| 2. 徴収していない                |

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3)の順番でお答えください。

1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成18年3月以前</li> <li>平成18年度中</li> <li>平成19年度中</li> <li>平成20年度中</li> <li>平成21年4月~12月</li> <li>平成22年1月以降 平成22年( )月頃</li> <li>有料で明細書発行を行ったことはない</li> </ol>
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成18年3月以前</li> <li>平成18年度中</li> <li>平成19年度中</li> <li>平成20年度中</li> <li>平成21年4月~12月</li> <li>平成22年1月以降 平成22年( )月頃</li> <li>無料で明細書発行を行ったことはない</li> </ol>

平成 22 年\*\*月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用(人件費やインク代・紙代など)を具体的に記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

約( )万円

## 5 明細書を発行(一部の患者または全ての患者に発行)している事業所における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴事業所において、明細書を発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。は1つだけ

- |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 10%未満       | 2. 10%以上 30%未満 | 3. 30%以上 50%未満 |
| 4. 50%以上 70%未満 | 5. 70%以上 90%未満 | 6. 90%以上       |

上記 で最も多い理由の番号を1つお答えください。

貴事業所において、明細書を発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると看護師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。は1つだけ

- |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 10%未満       | 2. 10%以上 30%未満 | 3. 30%以上 50%未満 |
| 4. 50%以上 70%未満 | 5. 70%以上 90%未満 | 6. 90%以上       |

明細書の発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。

	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 訪問看護の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 訪問看護の内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の療養費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の発行による効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は6ページの質問7へおすすみください

## 6 明細書を発行していない理由等についてお伺いします。

明細書を発行していない理由は何ですか。 あてはまるものすべてに

1. 訪問看護ステーションでは、明細書の無料発行が義務化されていないため
2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
3. レセプトコンピュータを使用していないため
4. 領収証で訪問看護の内容が十分わかるため
5. その他(具体的に )

貴事業所では「明細書を発行していない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 あてはまるものすべてに	
1. 訪問時にチラシやリーフレット等を配布している	
2. 訪問時に看護師から説明するようにしている	
3. その他（具体的に	）
4. 患者等にお知らせしていない	
貴事業所では、今後明細書を発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ	
1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期：平成（ ）年（ ）月頃	
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である	
3. 予定はない	
4. その他（具体的に	）
貴事業所では、どのようなタイミングで明細書を発行していますか。 はいくつでも	
1. 次回訪問時に発行	2. 月に1回まとめて発行
3. その他（具体的に	）

- 7** 明細書の発行にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

医療保険のレセプト請求方法は1つだけ	1. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用) 2. 紙レセプトによる提出(手書き) 3. 代行請求
--------------------	---

**2** 貴事業所における明細書(訪問看護療養費の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成22年度の診療報酬改定では、訪問看護ステーションにおいて、患者が求める場合は、「明細書」の発行に努めることとされました。このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない

平成22年11月現在、貴事業所での明細書の発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ

1. 全ての患者に明細書を発行している
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している
3. 明細書を発行していない(---▶この後、質問 <b>6・7</b> へ)

**3** 明細書を発行している事業所における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 は1つだけ

1. 徴収している	1件当たりの徴収金額:( )円 上記徴収金額の算出根拠:(具体的に )
2. 徴収していない	

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3)の順番でお答えください。

1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成18年3月以前                      2. 平成18年度中 3. 平成19年度中                          4. 平成20年度中 5. 平成21年4月~12月 6. 平成22年1月以降 平成22年( )月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成18年3月以前                      2. 平成18年度中 3. 平成19年度中                          4. 平成20年度中 5. 平成21年4月~12月 6. 平成22年1月以降 平成22年( )月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成18年3月以前                      2. 平成18年度中 3. 平成19年度中                          4. 平成20年度中 5. 平成21年4月~12月 6. 平成22年1月以降 平成22年( )月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

貴事業所での平成22年11月1か月間の明細書発行件数についてお書きください。

1) 無料で発行した件数	件
2) 有料で発行した件数	件
3) 合計	件



明細書の内容について患者からの問い合わせ項目はどのようなものですか。		はいくつでも
1. 請求期間	2. 提供日	
3. 訪問看護療養費の個別項目名	4. 訪問看護療養費の個別単価	
5. 訪問看護療養費の個別数量	6. 保険外負担分の項目・単価・数量	
7. 保険負担額	8. 保険外負担額	
9. その他（具体的に		）
10. 特に問い合わせはない		
- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えください。		
明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。		はいくつでも
1. 訪問看護の内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること		
2. 明細書に記載されている情報量が多すぎる		
3. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる		
4. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくい		
5. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しい		
6. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしい		
7. その他（具体的に		）
8. 特に意見はない		
- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えください。		
明細書発行に対応するために、貴事業所が行ったことは何ですか。		はいくつでも
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した 増員した人数：( )人		
2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った		
3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した		
4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した		
5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した		
6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた		
7. その他（具体的に		）
8. 特に対応はしていない		
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。 費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「 - 」とお書きください。		
1) 設備投資をした費用	約 ( ) 万円	
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 ( ) 万円	
平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「 - 」とお書きください。		
		約 ( ) 万円

質問**5**からは、

- ・全ての患者に明細書を発行している事業所の方は、質問**5**・**7**に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を発行している事業所の方は、質問**5**・**6**・**7**に回答してください。
- ・患者に明細書を全く発行していない事業所の方は、質問**6**・**7**に回答してください。

**5** 明細書を発行（一部の患者または全ての患者に発行）している事業所における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴事業所において、明細書を発行するようになってから、明細書発行を希望する患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上

平成22年4月以降、貴事業所において、患者等が明細書の発行を希望したにもかかわらず、療養の継続に支障が生じると看護師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上

明細書の発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。

	大い にあて はまる	やや あて はまる	ど ち ら と も い え な い	あ ま り あ て は ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い
1) 訪問看護の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 訪問看護の内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の療養費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の発行による効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に明細書を発行している事業所は6ページの質問**7**へおすすみください

**6** 全ての患者に明細書の発行をしていない理由等についてお伺いします。

全ての患者には明細書を発行していない理由は何ですか。 あてはまるものすべてに

1. 訪問看護ステーションでは、明細書の無料発行が義務化されていないため
2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
3. レセプトコンピュータを使用していないため
4. 領収証で訪問看護の内容が十分分かるため
5. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

貴事業所では「明細書を発行していない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 あてはまるものすべてに

1. 訪問時にチラシやリーフレット等を配布している
2. 訪問時に看護師から説明するようにしている
3. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
4. 患者等にお知らせしていない

貴事業所では、今後明細書を発行する体制を整える予定ですか。		は1つだけ
1. 具体的な計画がある	明細書無料発行予定時期：平成( )年( )月頃	
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である		
3. 予定はない		
4. その他(具体的に		)
貴事業所では、どのようなタイミングであれば明細書を発行することができますか。		はいくつでも
1. 次回訪問時に発行	2. 月に1回まとめて発行	
3. その他(具体的に		)
4. 分からない		

- 7** 明細書の発行にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)  
「院内トリアージの評価に関する調査」へのご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、救急外来において重症の患者の方を優先的に治療するためのトリアージを評価するための、「院内トリアージ加算」という診療報酬が創設されました。

トリアージとは、より緊急性の高い患者の方から優先して治療を行うために、救急外来において患者の方の重傷度と緊急度を判定し、その判定結果によって優先順位を決定することです。判定結果によって、診療を受ける順序が繰り上がったたり、逆に繰り下がったりすることがあります。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「院内トリアージの評価に関する調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、トリアージの仕組みの認知度や趣旨の説明に対する理解度、時間外診療の受診意向に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を救急医療のさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

調査対象の医療機関に時間外の救急外来を受診・利用された 6 歳未満の患者の保護者

**記入方法**

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものについては、空欄のままでも結構です。

可能な範囲でご協力下さい。

**回答期限・返送方法**

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒（切手不要）に調査票を入れ、  
平成 22 年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者（及びその保護者）のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【調査実施主体・問い合わせ先】**

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター：

Fax：03 - 5281 - 5443

E-mail：

平成 22 年 11 月

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)  
「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査  
(患者調査)」へのご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、診療実態をより反映するよう「外来管理加算」の算定要件の見直しが行われ、休日・夜間等の標榜時間外においても患者からの問合せ等に対応できる体制の整備を評価するため、「地域医療貢献加算」という診療報酬が創設されました。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、日常の診療実態や満足度、休日・夜間等の標榜時間外における時間外診療の利用状況と認知度に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

調査対象病院を受診・利用された患者（外来管理加算の算定患者 4 名、未算定患者 4 名）

**記入方法**

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものは、空欄のままでも結構です。可能な範囲でご協力下さい。

**回答期限・返送方法**

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒（切手不要）に調査票を入れ、  
平成 22 年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者（及びその家族）のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【調査実施主体・問い合わせ先】**

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター：

Fax：03 - 5281 - 5443

E-mail：

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)  
「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査  
(患者調査)」へのご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、診療実態をより反映するよう「外来管理加算」の算定要件の見直しが行われ、休日・夜間等の標榜時間外においても患者からの問合せ等に対応できる体制の整備を評価するため、「地域医療貢献加算」という診療報酬が創設されました。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、日常の診療実態や満足度、休日・夜間等の標榜時間外における時間外診療の利用状況と認知度に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

調査対象診療所を受診・利用された患者（外来管理加算の算定患者 2 名、未算定患者 2 名）

**記入方法**

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものは、空欄のままでも結構です。可能な範囲でご協力下さい。

**回答期限・返送方法**

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒（切手不要）に調査票を入れ、平成 22 年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者（及びその家族）のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【調査実施主体・問い合わせ先】**

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター：

Fax：03 - 5281 - 5443

E-mail：

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)  
「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査  
(患者調査)」へのご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、診療実態をより反映するよう「外来管理加算」の算定要件の見直しが行われ、休日・夜間等の標榜時間外においても患者からの問合せ等に対応できる体制の整備を評価するため、「地域医療貢献加算」という診療報酬が創設されました。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、日常の診療実態や満足度、休日・夜間等の標榜時間外における時間外診療の利用状況と認知度に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

調査対象診療所を受診・利用された患者（外来管理加算の算定患者 2 名、未算定患者 2 名）

**記入方法**

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものは、空欄のままでも結構です。可能な範囲でご協力下さい。

**回答期限・返送方法**

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒（切手不要）に調査票を入れ、平成 22 年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者（及びその家族）のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【調査実施主体・問い合わせ先】**

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター：

Fax：03 - 5281 - 5443

E-mail：

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 22 年度調査）  
「明細書発行原則義務化に関する意識調査（患者調査）」への  
ご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」（裏面に見本があります）を患者に無料で発行することが義務づけられました。（「歯科診療所」については猶予期間があり、来年（平成 23 年）5 月から明細書の無料発行が原則義務化されます。）

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

- ・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんをお持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

**回答期限・返送方法**

- ・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒（切手不要）」を使用して、

**平成 22 年 \* \* 月 \* \* 日 ( \* ) まで**に、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者（及びその家族）のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



(病院)

**領収証**：「医療費の内訳がわかるもの」として発行されるものです。一般に、「初・再診料」や「検査」、「投薬」、「注射」などに区分され、各項目の点数、医療費などが記載されています。

**明細書**：「個別の診療の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。医療機関によって診療の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「処置 点」「検査 点」とあっても、その具体的な処置や検査の名前、点数、回数などが記載されていないものは、この調査での「明細書」ではございませんので、ご確認をお願いします。

**領収証の  
見本**

患者番号		氏名		請求期間 (入院の場合)			
				平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

**明細書の  
見本**

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療

**診療明細書**

**D P C の明細  
書の見本**

保 険 外 担 外 部 評 価	患者番号	氏名	〇〇 〇〇 様	受診日	YYYY/MM/DD
	受診科				
保 険 外 担 外 部 評 価	部	項目名	点数	回数	
	医学管理	*薬剤管理指導料(救命救急入院料等算定患者)	430	1	
	注射	*点滴注射 ニトロール注100mg 0.1%100mL 1瓶 生理食塩液500mL 1瓶 *点滴注射料 *無菌製剤処理料2	426 95 40	1 1 1	
	処置	*救命のための気管内挿管 *カウンターショック(その他) *人工呼吸(5時間超) 360分 *非開胸的心マッサージ 60分	500 3500 819 290	1 1 1 1	
	検査	*微生物学的検査判断料 *検体検査管理加算(2)	150 100	1 1	
					12
					7
					1
					3
					2

**診療明細書**

**【調査実施主体・問い合わせ先】**

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail : kaitei@murc.jp  
TEL : \* \* \*  
FAX : 03-6711-1291

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)  
「明細書発行原則義務化に関する意識調査(患者調査)」への  
ご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」(裏面に見本があります)を患者に無料で発行することが義務づけられました。(「歯科診療所」については猶予期間があり、来年(平成 23 年)5 月から明細書の無料発行が原則義務化されます。)

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

- この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんをお持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

**回答期限・返送方法**

- お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒(切手不要)」を使用して、

**平成 22 年 \* \* 月 \* \* 日 ( \* ) まで**に、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**領収証**：「医療費の内訳がわかるもの」として発行されるものです。一般に、「初・再診料」や「検査」、「投薬」、「注射」などに区分され、各項目の点数、医療費などが記載されています。

**明細書**：「個別の診療の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。医療機関によって診療の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「処置 点」「検査 点」とあっても、その具体的な処置や検査の名前、点数、回数などが記載されていないものは、この調査での「明細書」ではございませんので、ご確認をお願いします。

領収証の見本

氏名		請求期間 (入院の場合)	
様		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
受診科	入・外	領収書No.	発行日
			平成 年 月 日
			費用区分
			負担割合
			本・家
			区分

保険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	乳置	手術	麻酔	

診療明細書

明細書の見本

患者番号	氏名	〇〇 〇〇 様	受診日	YYYY/MM/DD
受診科				

部	項目名	点数	回数
基本料	* 外来診療料	70	1
在宅	* 在宅自己注射指導管理料	820	1
	* 血糖自己測定器加算(月100回以上)(1型糖尿病の患者に限る)	1320	1
処方	* 処方せん料(その他)	68	1
検査	* 生化学的検査(1)判断料	144	1
	* 血液学的検査判断料	125	1
	* B-V	13	1
	* 検体検査管理加算(1)	40	1
	* 血中微生物	40	1
	* 生化学的検査(1)(10項目以上)	123	1
	ALP		
	LAP		
	γ-GTP		
	CPK		
ChE			
Amy			
TP			
Alb			
BIL/総			
BIL/直			
画像診断	* 胸部 単純撮影(デジタル撮影) 画像記録用フィルム(半切) 1枚	182	1

負担
円
円
円

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail : kaitei@murc.jp

TEL : \* \* \*

FAX : 03-6711-1291

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査 (平成 22 年度調査)  
「明細書発行原則義務化に関する意識調査 (患者調査)」への  
ご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬 (病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格) の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」(裏面に見本があります)を患者に無料で発行することが義務づけられました。(「歯科診療所」については猶予期間があり、来年(平成 23 年)5 月から明細書の無料発行が原則義務化されます。)

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

- ・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんをお持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

**回答期限・返送方法**

- ・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒 (切手不要)」を使用して、

**平成 22 年 \* \* 月 \* \* 日 ( \* ) まで**に、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等へ開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者 (及びその家族) のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(歯科診療所)

**領収証**：「医療費の内訳がわかるもの」として発行されるものです。一般に、「初・再診料」や「医学管理」、「画像診断」などに区分され、各項目の点数、医療費などが記載されています。

**明細書**：「個別の診療の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。歯科診療所によって診療の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「医学管理点」「歯冠修復・欠損補綴点」とあっても、その具体的な医学管理や歯冠修復・欠損補綴の名前、点数、回数などが記載されていないものは、この調査での「明細書」ではございませんので、ご確認をお願いします。

領収証の  
見本

氏名		請求期間 (入院の場合)					
様		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
受診科	入・外	領収書 No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴
	点	点	点	点	点	点	点
	歯科矯正	病理診断	食事療養	生活療養			
	点	点	円	円			
保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他			保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
			合 計	円	円		

診療明細書

明細書の  
見本

患者番号	歯科	保険	氏名	〇〇 〇〇 様	受診日	YYYY/MM/DD
部	項目名	点数	回数			
基本料	歯科初診料	218	1			
医学管理	歯科疾患管理料	110	1			
	機械的歯面清掃加算	60	1			
検査	歯周基本検査20歯～	200	1			
画像診断	歯科パノラマ断層撮影(デジタル)	307	1			
	電子画像管理加算	50	1			
歯冠修復 ・欠損補綴	充填	120	1			
	充填(単)	100	1			
	充填用材料 I (単)	11	1			

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail : kaitei@murc.jp

TEL : \* \* \*

FAX : 03-6711-1291

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業  
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 22 年度調査）  
「明細書発行原則義務化に関する意識調査（患者調査）」への  
ご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」（裏面に見本があります）を患者に無料で発行することが義務づけられました。（「歯科診療所」については猶予期間があり、来年（平成 23 年）5 月から明細書の無料発行が原則義務化されます。）

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

- ・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんをお持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

**回答期限・返送方法**

- ・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒（切手不要）」を使用して、

**平成 22 年 \* \* 月 \* \* 日（\*）まで**に、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者（及びその家族）のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

-----▶（裏面に続きます）

(保険薬局)

**領収証**：「医療費(保険薬局の会計での支払い)の内訳がわかるもの」として発行されるものです。一般に、「調剤技術料」や「薬学管理料」、「薬剤料」などに区分され、各項目の点数、医療費などが記載されています。

**明細書**：「個別の調剤の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。保険薬局によって調剤の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「調剤技術料 点」「薬剤料 点」とあっても、その具体的な調剤技術料や薬剤(医薬品)の名前、点数などが記載されていないものは、この調査での「明細書」ではございませんので、ご確認をお願いします。

領収証の  
見本

領 収 証

患者番号	氏 名			様
領収証No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家
	平成 年 月 日			
保 険	調剤技術料 点	薬学管理料 点	薬剤料 点	特定保険医療材料料 点
保険外 負 担	評価療養・選定療養	その他		
	(内訳)	(内訳)		
	合 計	保 険	保険外負担	
		円	円	
	負担額	円	円	
	領収額 合 計		円	

調剤明細書

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇

領収印

明細書の  
見本

患者番号	調剤	保険	氏名	〇〇 〇〇 様	調剤日	YYYY/MM/DD
------	----	----	----	---------	-----	------------

区分	項目名	点数	備考
調剤技術料	調剤基本料	40	
	基準調剤加算1	10	
	後発医薬品調剤体制加算1	6	
	調剤料		
	内服薬(28日分)	81	
	内服薬(14日分)	63	
	屯服薬	21	
	後発医薬品調剤加算	2	
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	30	
	特定薬剤管理指導加算	4	
	薬剤情報提供料	15	
薬剤料	A錠 1日2錠×28日分	60	後発医薬品
	B錠 1日1錠×14日分	60	
	C錠 1回1錠×5回分	35	

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局  
三菱UF Jリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail : kaitei@murc.jp

TEL : \* \* \*

FAX : 03-6711-1291

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 22 年度調査）

「明細書発行原則義務化に関する意識調査（患者調査）」へのご協力をお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2 年毎に診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療（療養費）の内容がわかる「明細書」（裏面に見本があります）を患者に無料で発行することが義務づけられました（「歯科診療所」については平成 23 年 5 月から）。ただし、訪問看護ステーションについては、療養費ごとに金額の内訳のわかる「領収証」を無料で発行することは義務づけられていますが、「明細書」の発行は義務ではありません。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、訪問看護ステーションにおいては「明細書」の発行は義務づけられておりませんが、患者の求めに応じて発行することとなっておりますので、明細書の発行状況や効果、今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

**対象の方**

- ・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんをお持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

**回答期限・返送方法**

- ・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒（切手不要）」を使用して、

**平成 22 年 \* \* 月 \* \* 日 ( \* ) まで**に、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のありかたを検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者（及びその家族）のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



